

平成 29 年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 2 回臨時会 7 月 24 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

平成 29 年第 2 回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
臨時会 会議録

平成29年第2回奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会会議録

議事日程第1号

平成29年7月24日（月）午前10時15分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 胆江地区衛生センターごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 第5 議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第6 議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第7 閉会中の事務調査について

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 胆江地区衛生センターごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 第5 議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第6 議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第7 閉会中の事務調査について

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

出席議員（11名）

| | | |
|------|-----|-------|
| 議 長 | 渡 辺 | 忠 君 |
| 1 番 | 千 葉 | 敦 君 |
| 2 番 | 廣 野 | 富 男 君 |
| 3 番 | 及 川 | 佐 君 |
| 4 番 | 菅 原 | 圭 子 君 |
| 5 番 | 有 住 | 修 君 |
| 7 番 | 阿 部 | 加代子 君 |
| 8 番 | 中 澤 | 俊 明 君 |
| 9 番 | 今 野 | 裕 文 君 |
| 11 番 | 内 田 | 和 良 君 |

12 番 千葉和美君

欠席議員（2名）

6 番 高橋政一君

10 番 千葉正男君

説明のための出席者

| | | |
|-------------|-------------------------|-------------|
| 管 理 者 | 奥 州 市 長 | 小 沢 昌 記 君 |
| 副 管 理 者 | 金 ヶ 崎 町 長 | 高 橋 由 一 君 |
| 副 管 理 者 | 奥 州 市 副 市 長 | 及 川 新 太 君 |
| 監 査 委 員 | | 朝 倉 栄 君 |
| 事 務 局 長 | | 渡 辺 和 也 君 |
| 企 画 総 務 課 長 | | 鈴 木 敏 郎 君 |
| 施 設 管 理 課 長 | 兼 長 寿 命 化 事 業 推 進 室 長 | 菅 原 優 君 |
| 水 質 管 理 課 長 | | 千 葉 美 隆 君 |
| 会 計 管 理 者 | 兼 出 納 室 長 | 志 村 幸 弘 君 |
| 消 防 長 | | 阿 部 保 之 君 |
| 消 防 次 長 | 兼 予 防 課 長 | 千 田 光 男 君 |
| 消 防 次 長 | 兼 消 防 救 急 課 長 | 平 裕 司 君 |
| 消 防 総 務 課 長 | | 小 野 寺 和 則 君 |
| 水 沢 消 防 署 長 | | 千 葉 直 君 |
| 江 刺 消 防 署 長 | | 菅 野 一 美 君 |
| 企 画 総 務 課 | 課 長 補 佐 兼 企 画 係 長 | 松 田 好 正 君 |
| 企 画 総 務 課 | 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長 | 千 田 俊 輔 君 |
| 施 設 管 理 課 | 長 寿 命 化 事 業 推 進 室 長 補 佐 | 岩 淵 充 君 |
| 水 質 管 理 課 | 課 長 補 佐 兼 水 質 保 全 係 長 | 菊 地 耕 也 君 |
| 消 防 総 務 課 | 課 長 補 佐 兼 人 事 係 長 | 志 和 純 君 |
| 企 画 総 務 課 | 副 主 幹 兼 総 務 係 長 | 藤 原 丈 司 君 |
| 施 設 管 理 課 | 長 寿 命 化 事 業 推 進 室 主 任 | 鈴 木 伸 司 君 |

議 事

午前10時15分 開議

○議長（渡辺忠君） これより平成29年第2回奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告者は、6番高橋政一議員、10番千葉正男議員であります。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、5番有住修議員、7番阿部加代子議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、お手元に配付した予定表のとおり本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問なしと認めます。

なお、本臨時会に提出のため管理者より議案3件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第4、議案第1号、胆江地区衛生センターごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第1号、胆江地区衛生センターごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下議案第2号及び議案第3号についても同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） それでは、議案第1号、胆江地区衛生センターごみ焼却施設基

幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを説明申し上げます。

本件は、入札執行前に設定いたしました予定価格が1億5,000万円以上となったことから、地方自治法第96条第1項第8号及び奥州金ヶ崎行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、平成6年10月の供用開始から22年が経過した現在の胆江地区衛生センターごみ焼却施設について、平成28年12月に策定した胆江地区衛生センターごみ焼却施設長寿命化計画に基づき、老朽化した基幹的設備の更新を行うことにより、施設の延命化を図ろうとするものであります。

また、既設の焼却炉に新たに発電設備を設置し、積極的な熱エネルギーの回収を行い、ごみ焼却施設のみならず、胆江地区衛生センター内に設置している粗大ごみ処理施設、し尿処理施設などで使用する電力についても賄おうとするものであり、発電及び省電力化により二酸化炭素の削減率3%以上を確保し、国の循環型社会形成推進交付金を活用するものであります。

工事の発注につきましては、構成市町の副市長、副町長、環境担当部課長等で構成する「一般廃棄物処理施設整備検討委員会」において、工事発注仕様書等の内容について検討、協議を重ね、事前審査型条件付一般競争入札により、本年3月1日に入札公告を行ったものであります。

入札につきましては、去る6月20日に入札を執行し、株式会社タクマ東京支社が落札し、契約金額79億9,200万円で請負契約を締結しようとするものであります。

何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） この長寿命化計画につきましては、当初からご説明をいただいております、制限付き、条件がついての一般競争入札ということになる場合、タクマさん1社しか応じていらないということが当初からわかっておりましたし、またそういうふうな状況になったのはなぜかということでご説明もいただいていたわけではありますけれども、やはり既存施設がタクマさんからつくっていただいた施設であるということでありまして、その長寿命化計画に当たりましてはその仕様書、どこの部品をどのように変えていくのかということもタクマさんからのご助言をいただきながらつくられたものであったということもありまして、見積図書の依頼をしたところ、他の大手のプラントメーカーさんの方では他者の納入施設ということもあり、性能保証が困難であるというようなこととか、結局他社のつくったもので性能発注方式をとられているというところもあって、なかなか他のメーカーさんが入られないような状況に当初からなっていたというふうに思われても仕方がないような状況になっての入札であったのではないかなというふうに思います。このようなあり方が適正なのか、適切なのかということが今大変入札におきましては市民の目も厳しくなっ

ております。国の方におきまして、獣医学部の新設におきまして一つしか入ってこれないような状況をつくってしまったのはいかなものかというふうなことで多くの議論がされているところがございます。やはり性能発注方式とはいえ、発注仕様書の中身が問題でありまして、そこをコンサルタントのところとてにかく多くのメーカーさんが入っていただけるような内容になっていたのかどうかということをチェックしていただかなければならなかったわけですが、なかなかそのような状況にはなっていなかったということだと思いますけれども、まず1社しか入札に応じていただけなかった状況について、やはりこのような状況でいいのか、適切なのか、適正なのかということの説明を求めたいというふうに思います。以前からもいろいろ説明はいただいておりますけれども、やはりこのような80億円もの費用をかける工事の入札でありますので、慎重になるべきだというふうに思いますので、ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君） それでは、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、仕様書の部分でございますが、プラントメーカー、現在の施設のプラントメーカー、タクマしか入れない仕様書だったのではないかと、そういった趣旨としてお答えしたいと思っております。

今回の基幹改良工事、こちらにつきましては、その発注支援業務の中で業務委託しました日産技術コンサルタントのみでなく、発注した側に立っていろいろな立場から助言、アドバイスをいただける全国都市清掃会議とも協議しながら発注仕様書を作成したところがございます。基本といたします発注仕様書につきましては、国が示してございます「発注仕様書作成の手引き」、それに基づき作成したものであり、現在の施設との例えば距離ですとか深さですとか高さ、そういったものにつきましては制限があるものの、あとは一般的な使用部材、そういったものを記載したものであり、特定のメーカーに偏ったそういった作り方はしていないと考えているものでございます。

もう一点でございますが、他社が入らず1者になった、そういった経過、そういった部分と考案してお答えさせていただきたいと思っております。今回の工事でございますが、新たに新設する工事ではなく、既存の施設を改良、改造工事するといった工事でございます。既存の施設の構造や機能を熟知している必要、確かにそういった部分もございまして、完成後におきましても、さまざまな性能要求をしてございますので、焼却能力とか温度、排ガス基準、そういったものにつきましてもクリアしていかなければならない、そういった難しい部分もございまして、実際、一般競争入札に付しまして、タクマ1者のみということでございましたが、現在全国には約1,200ほどのごみ焼却施設がございます。大体20年から25年、30年ほどで順繰りに新たに新設する、もしくは基幹改良工事を実施するということになりますと、単純計算では多分、年に五、六十件の工事になるのではないかと、このように考えているところでござ

います。そういった中で、既存のプラントメーカー以外に他社の施設をやるということは、自社が手がけたプラントにも手間もかかるものでございますし、既存設備との取り合いにつきましてもリスクを負うことになるのは当然でございますし、そういった部分でも敬遠されたところはあるのかなというふうには考えているものでございます。また、ただいま申し上げました新設のプラント、さらには基幹改良工事の件数、そういったもの等々考えますと、他のプラントメーカーの施設まで手をかけてやる人的資源、技術士とかそういった部分での今基幹改良工事等々の数も多いところでございますので、そういった人的、物理的にと申しましょか、そういった部分で非常に難しい部分もあったのだらうなというふうに考えているところでございます。入札のそういった部分もございまして、今回の入札につきましては1社の応札のみであったというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） やはり競争性、公平性をしっかり担保するために、1社だけの応札というのはいかかなものであったのかということは今後も言われかねないような状況であるのではないかというふうに思います。例えば今回発電設備、施設も建屋も建てるということで、そちらに10億円ほどかかるわけでございますけれども、そちらの施設と今回は施設、建屋はそのままということになりますので、その差というところが今後どのように、タービン施設、発電の方は建屋を新しくするというようになります。ごみ焼却の方は、そのまま既存の施設を使うということになりますので、その建屋の寿命の違いがまた今回も出てくるわけでございます。今後一関市さんのごみの焼却のあり方等もまた検討がなされるということにはなりますけれども、そういう先々の今後20年、30年先のことも考えながら施設を建てていかなければ、更新をしていかなければならないわけでございますけれども、その辺の協議をやはり慎重にすべきではなかったのかというふうに思いますけれども、その点について。

それから、ここのごみ焼却施設の場所でございますが、昨日も秋田の方で大変な洪水があったわけですが、ここも洪水の浸水地域に指定をされておりまして、そういう部分でのリスク管理もどうなっているのか。やはりこれだけの費用をかけて更新をするわけでございます、また新たな建屋も建てるわけでございますので、そういうリスク管理がどのようになっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

それと、先ほどご答弁いただいた中で、現在の施設を確認しなくても今回の更新ができたのではないかということのお話がありましたけれども、仕様書の中には現在の意匠もきちっと確認をするということが入っておりますので、そういう現在の建物を確認する、状況を確認する、そのような日程が入っていたのか、日程になっていたのかということも問題になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、その点について。

それから、日産技術コンサルタントさん、全都清さんですけども、コンサルということでお願いをしたわけですが、本当に全都清さんもどういうアドバイスがあったのかというこ

とは文書の方では議会の方にも提出がなされておられません。本当にその仕様書に対してきちんと見ていただけていたのか、その辺も確認をさせていただきたいというふうに思います。私が素人目に仕様書の方を確認させていただいたところ、重要な部分に関しては数字が入っていたり、また空欄になっていたという場所もございました。やはり重要なところを規格を決められているというふうなことになる、現在の入っている業者しか入れないような状況を仕様書の中につくり出していたのではないかというふうな疑念が生まれてきますので、この点についてお伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君） 何点かご質問いただいたところがございます。まず、タービン建屋、これを新設することによりまして電気機器、発電のための施設でございますが、そちらの建物の耐用期間、それから現在の既存の建物、現施設の建物でございますが、そちらの耐用期間、そちらにずれがある、そういった部分でございますが、地元の住民で組織してございます仙人地区環境対策協議会さんという団体がございまして、その中でも今後20年ということで、この場で衛生の施設といえますか、ごみ焼却施設、し尿処理施設等々事業を続けさせていただきということで了解をいただき、そういった中で今回の基幹改良工事となったところがございます。地元との約束20年、まずその部分につきましては十分健全性を保ったまま現施設を稼働していく、基幹改良後の施設を改良、運営していく、そういうことができるものと考えているものでございます。

また、一関地区との広域化ということでご質問がございました。こちらにつきましては、たびたびご説明申し上げているところでございますけれども、県南のごみ処理広域化の基本構想という部分で平成23年に起こりました原発被害等々、そういったところでお互いのごみを持ち込んだり持ち込まれたり、そういった部分で住民の方々にご心配をおかけすると、そういった部分もありまして、当面の間それぞれで施設を整備すると、そういうことで調ったわけでございます。その基本構想に従いまして、今回の基幹改良工事ということで今回入札を執行したものでございます。その広域化につきましても、いろいろ資料を集めまして、当時の構成市町村十何団体だったかと思っておりますけれども、そういった中での合意でございましたので、十分慎重に協議されたものというふうに理解しているところでございます。

次でございますが、浸水被害、昨日、一昨日とかなり大量の雨が降ったということでございます。こちらの地区、この場所、組合につきましては、し尿処理施設から発しまして、55年の月日、この地でこの事業をさせていただいているところでございます。55年の間に現在の施設、また昔の施設、そういったものが浸水で被害を受けるというふうな状況にはなってございません。そういった点からも、まず50年に1度のものにつきましても、災害につきましても、ここは大丈夫な場所であろうかなというふうには考えているところでございますし、さらに浸水被害の水を防ぐといったような、未然に防ぐといえますか、水の入り口等々入ってこないような形で施工の工夫もしてまいりたいというふうに考えているものでございます。

最後のご質問だったというふうに理解してございますが、仕様書、今回の基幹改良工事の発注仕様書でございますが、全都清さんにどの程度見ていただいたのかというご指摘だったと思います。全都清さんにつきましては、約10回ほどだったと思いますけれども、この発注仕様書のあり方につきましてご協議をいただきまして、ご指導等頂戴したところでございます。その中で、いわゆる国の手引書に示されているとおりに、ほかのメーカーが入ってこようと思えば来れる、そういった内容の仕様になっているというふうにご指導いただいたものというふうに考えているところでございます。また、重要なところに数値が入っていたということでございますけれども、どうしましても新設の工事と違いまして、建屋もしくは既存の使い続ける施設、設備機器等にはサイズがございますので、必然的にそこには合わせるような形で基幹改良工事の機器を設置していただくということになりますので、そういった部分については数値が入っているというふうにご指導いただいているところでございます。

文書での開示という点につきましては、ただいま申し上げましたとおり、さまざまなお助言をいただいております。会議録等については作成しているところでございます。ご要望がありましたならば会議録という形で提出いたしたいと考えてございます。

また、入札に関しまして、現場視察する時間的余裕があったのかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては昨年の10月に意向調査しているところでございます。そこから考えますと、今回の入札までにつきましては約6カ月から7カ月ほどの期間があるものでございますので、意欲のあるプラントメーカーであれば現場視察、そういったものも可能であったというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） コンサルを2つのところをお願いをしているわけでございます。やはり会議録ということよりも、こういう結果であったというようなこととか、やはり文書でいただいております。これはなかなかというふうには思っていますので、まずその点について伺います。

それから、今後焼却施設の2炉が止まるわけでございます。ごみの保管、それから移動、他施設での焼却に関しては、億単位の費用がさらにかかってくるというふうに思われますので、これらの見通しについてどうなっているのかお伺いをします。

それから、仙環協の皆さんと地域の皆様と20年ということでお話をしたということでございますけれども、タービン施設を新設します、約10億円かけます。しかし、20年ということになってきますと、その辺の費用対効果がどうなのかというところ、また地域の皆様とのお話し合いをもう少し丁寧に行っておくべきではなかったのかというふうに思われますので、その点について伺います。

それから、今後長寿命化となったときに、維持管理に関しても同じようなことが繰り返されるのではないかというふうに思いますけれども、他社が入ってこれるような状況になって

いるのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君） まず1点目、全都清の指導について文書でいただいておりますが、業務を委託をしているところがございます、業務完了の書類等についてはいただいておりますが、その主な内容ということにつきましては会議録でまとめているところがございます。

2点目のご質問、これから基幹改良工事3年半かけて行うところがございます、その中で2炉が同時に休炉する期間、そのときの対応ということがございます。2炉同時に共通休炉という形で休炉する期間につきましては、今現在3回ほどというふうに見込んでいます。1回目は10日と、1年半ほど挟みまして、その後約30日、最終の年度、32年度につきましては9月ごろ約10日間というふうに見込んでいます。その期間におきましては、区域外処理、つまり奥州金ケ崎地域で発生するごみにつきましては隣接する団体、例えば一関地区の広域行政組合、それから北は岩手中部の行政組合、そちらの方の施設へある程度運んでいって処理をお願いしたいというふうに考えてございます。今現在そちらの方の受け入れに係る、こちらでは区域外処理に係るそういった費用について精査をしている段階でございます。

次に、3点目でございますが、仙環協の皆さんとタービン建屋10億円かけて20年、その後のこの施設の運営、もうちょっと丁寧にご質問でございました。こちらの施設につきましては、今現在のごみ焼却施設、平成2年に仙環協さんとの協力を重ねまして、20年後をめどに、またそのあり方を相談しながらということで現在の施設が建っているところがございます。20年には若干過ぎた部分もございますが、改めまして仙環協さんとお話をさせていただき、またこの地域の今までのこういった環境行政、こういった部分でお世話いただいている部分もございます。そういった部分でいろいろアドバイスも頂戴しているところがございます、これから基幹改良工事を実施しまして20年、この期間につきましてはここで運営させていただくものがございますが、改めまして25年後にはまたここでその後のあり方について相談させていただくという、そういったお約束のもとに今回基幹改良工事となっておりますので、これから工事が始まりますが色々進捗状況等々ご説明しながら、ご理解賜りながら進めていきたいというふうに考えているものがございます。

最後に、維持管理、竣工後の維持管理というご質問でございました。今現在の施設も同様でございますが、プラントメーカーしか工事ができない部分、そういった部分も当然ございます。そういった会社の知的所有権といえますか、そういった部分についてはなかなか手を入れることはできないものというふうに考えてございます。ですが、それに影響を及ぼさない例えばクレーンですとか、例えば前処理機械ですとか、そういった部分につきましては現在でもプラントメーカーではなく、そのクレーンならクレーンメーカー、前処理機械でしたら前処理機械のメーカー、ダスト固化装置でしたらダスト固化装置のメーカー等々とやりと

りをしている部分もございますので、タクマ1社のみにて全て定期整備、小修繕、そういったものを丸投げすると、そういったようにはならないように取り組んできておりますし、そのような形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 契約に実際にかかわることではありませんけれども、2つほど気になっていますのでお尋ねをいたします。

1つは、今質問がありました全炉休止期間、特に30日間の部分について近隣の団体では受け入れが困難だという説明をいただいたような気がするのですが、今の話ですと近隣の団体で十分対応できるという説明だったのかどうか、その点どういう検討がされたのかお尋ねをいたします。

それから、2点目は発電設備ですが、全国的には発電設備を稼働させるということになりますと、どうしても火力が問題になると。1,400だったかと思いますが、現状のごみの受け入れで十分発電できるのかどうか、どういう検討がされたのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君） 休炉期間の対応ということでございます。議員ご指摘のとおり、区域外処理でその期間この施設に搬入されるべき量、それ全てを処理することはできないものというふうに考えてございます。相手団体のごみ焼却のスケジュールもございます、また相手団体のごみ焼却施設の定期整備、そういった工事の関係もございますので、100%全てを区域外処理に頼るということではできないものでございます。そうしました場合、こちらのごみ焼却施設の中にごみピットというところがございますけれども、そういったところで今現在保管できる量をさらにボリュームアップできないか、さらには悪臭等、それから汚水等発生しない、そういった部分のごみにつきまして仮置きをできないか、そういった部分について今現在精査を進めているところでございます。

2点目でございますが、発電設備でございますが、現状のごみで発電ができるのかという話でございました。今現在大体年間ごみ焼却施設に入ってくる量といたしましては、衛生センター内も含めると3万9,000トンほどあるものでございます。当然タービンの新たにつくる発電設備の点検等々ございますので、その期間におきましては発電はできないものでございますが、現在の量であればほぼ予定している発電期間を見込むことはできるものというふうに検討したものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 私どもに説明いただいたときと状況が変わっているのか、全炉休止期間について何か検討されて改善策が出たのか、これから検討しなければならないという話のように聞こえましたので、本当に大丈夫なのかという思いがしますが、工事契約そ

のものには関係ありませんけれども、大きな問題だろうと思うのです。どういう見通しを持っているのか、仮置きといったってここにおいが出るとなればここには置けないでしょうし、どういう方向性を持っているのか今の答弁ですとわからない、ちょっとうんとは言えない答弁だと思うのです。もう少しきちんと説明いただけないかなと思います。

それから、発電なのですが、どこでもそうなのですけれども、火力を維持するために廃プラ等を混入しなければならないということが起きていると思うのです。その発電設備の規模等の関係とか私はわからないからお尋ねするわけですが、高齢化、少子化、人口減の中で当然ごみの量も減ると、それから分別処理をしてなるべくごみを出さないようにしようとしているときに、この発電施設を導入して火力を維持するためにそれと反対のことをやるというような事態にはならないという検討をしたのかどうか、その点もう一度確認させてください。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君） 休炉期間の部分についてまず初めにお答えさせていただきたいと思います。本年1月、また4月ごろにご説明させていただいた折のことだと思いますけれども、その当時休炉期間につきましては工事期間におきまして4回というふうにご説明させていただいたものというふうにご考えてございます。こちらにつきましては、区域外処理の相談に、一関の組合、北上の組合に参りましたところ、最初に想定しておりましたゴールデンウィーク前後、このあたりの受け入れはできないというふうにご説明をいただいたところでございます。実際のプラントメーカーとの協議等につきましてはこれからになりますけれども、その休炉期間4回で50数日程度だったと思いますけれども、こちらにつきましてはその工事工程、それを工夫することにより3回ぐらいにできるのではないかというプラントメーカーの話も聞いておるところでございます。いずれ休炉期間をできるだけ圧縮する、そういった部分も今現在進めているところでございますし、また一時保管というところも、ここまでが、今現在最終形というところではございませんので、まだ検討を進めていかなければならない部分は当然あるものというふうにご考えてございます。それから、ごみの減量化、そういったところにつきましても今現在取り組み始めるところでございます。そういったことで何とか休炉期間を乗り切っていきたいなというふうにご考えているものでございます。

続きまして、現在のごみの状況ということでございます。平成23年に震災がございました、そのころまではごみはやや微減する、そういった傾向にあったところでございます。その後、震災後、震災の時期を境にごみが増えまして、震災の影響だったものというふうにご考えてございますが、その後なかなか減っていないという状況でございます。議員ご指摘でございますが、発電のために廃プラを入れるとか、そういった本来の趣旨に相反するようなそういった部分は、そういった取り組みといいますか、そういったことはやらないというのは当然でございます。ごみの量ということに限って申し上げますれば、発電できない期間と

いうのは当然点検で年に1カ月、2カ月、ちょっと失念しましたがございますので、その期間ごみピットにストックし、実際のごみ焼却においては発電を行っていくと、そういった年間のスケジュール、そういったものを調整しながらやっていけば発電効果は想定したとおり得られると、そういった形でごみを別に増やすとか、そういったことはなくやっていけるものというふうに考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） ただいま施設管理課長の方からご答弁をした内容に尽きるわけでありまして、私の方から少しだけ補足をさせていただきたいと思っております。

まず、休炉期間におけるごみの処理のあり方について、当時からどういうふうに状況が変わってきているかというお尋ねが1点あったと思っておりますので、この点についてお話をさせていただきます。現在一関のごみ処理センターと、それから後藤にございます岩手中部クリーンセンターの両方の広域行政組合の方に私ども担当課長以下、私も何度か行っておりますけれども、出向きまして、日量、具体的な数字が出てまいりました。この量であればうちは受け入れができるという具体的な、例えばと言いますと、大体です、これは。岩手中部だと10トンから12トンぐらい、例えば一関ですと大体20トンぐらいが受け入れが可能ではなかろうかというふうな具体的な数字が出てまいりました。そうしますと、この休炉期間におけるごみが集められてくるであろう量が私どもの方で大体想定できますので、そうしますとその間に岩手中部と一関へ運んで、なおかつそれでまだ全部処理できるわけではありませんで、その分についてはごみのピットのためるところの扉を少し改造補強いたしまして、現在1,000トンぐらいしかごみのピットのところにごみためれない状況のものを、大体1,300トンから場合によっては1,500トンぐらいまで、少しそういった補強工事をやることによってピットの中にためる量をふやせるのではないかという見通しが出てまいりました。したがって、こういったことなどなどを考えていきますと、現在構成市町の環境担当部課長会議等々でお願いをしておりますのは、この30日間休むであろう平成31年の2月の1カ月間、いわゆる事業所や役所などから出てくるいわゆる紙のごみですとか、あるいは書類のようなもの、あるいはご家庭から出てくるであろう布団や畳、そういったような等々のものを一定程度私どもの施設の中の空いたスペースにきちっとした形で管理をすることをやっていけば、何とかこの1カ月を乗り切ることができるのではなかろうかという目処が出てきたところでございます。したがって、現在その具体的に、ではどの事業所にどの程度の排出量があって、どういう呼びかけ方をしていくかというのを現在それぞれピンポイントでお願いをしようという計画になっておる段階でございまして、そういったところが先ほど担当課長が今後減量化を呼びかけていきたいということをお話し申し上げておりますけれども、これは具体的な事業所をある程度絞っていき、そういった中でこの2月の1カ月間、ごみを出していただくのを少し自粛していただく、そういったことを個々に呼びかけをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、いわゆるタービン発電をやるために、かえって高いカロリーを得るためのごみを燃やさざるを得ない事態に立ち入らないのかというご心配の向きだったろうというふうに思いますけれども、私ども今、今回の長寿命化計画の仕様書をつくる段階におきまして、大体今使う電気の量が毎時1,500キロワットぐらいの電気が得られれば十分、このし尿処理と粗大の方は回っていくだろうというふうに思っておりますので、大体この1,500キロワットのごみ発電を得るために必要なカロリーがどのくらいぐらい必要なのかということを経験をし、現在受け入れているごみ質の、このごみのサンプルをとってこのごみであれば大体このくらいぐらいのカロリーを持っているので、これだけのお湯というか、ボイラーを沸かせますという、そういう論理に従ってこのタービンの発電量を決定をしたというものでございますので、これが今受け入れているごみの持っているカロリー量でもって十分この1,500キロワット以上の発電は可能なものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） なければ質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 7番阿部加代子です。議案第1号に関しまして、反対の立場で討論いたします。

まず、当地域は浸水地域でありながら、リスク対応がきちんとなされていない状況での発注となっております。また、80億円もの費用をかけるわけでございますが、事前審査条件付一般競争入札は他社からの参考見積が提出されていないと、この入札は適さないのではないかとこのように考えます。もう少し慎重な対応が求められると思いますので、反対をいたします。

○議長（渡辺忠君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺忠君） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第5、議案第2号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 議案第2号、財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

この財産の取得につきましては、江刺消防署に配備している高規格救急自動車が平成17年の購入から12年が経過し、経年による老朽化により活動に懸念を生じてきたことから、救急事案への迅速対応と活動時の安全確保を目的に、消防力整備計画に基づき更新するものであります。

本件は、入札執行前に設定いたしました予定価格が2,000万円以上となったことから、地方自治法第96条第1項第8号及び奥州金ヶ崎行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方につきましては、当組合の指名競争入札参加資格者のうち3者を指名し、去る6月8日に入札を執行しましたところ、岩手トヨタ自動車株式会社水沢店が落札いたしましたので、契約金額2,041万2,000円で物品売買契約を締結し、取得しようとするものであります。

何とぞ原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第6、議案第3号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 議案第3号、財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

本件は、入札執行前に設定いたしました予定価格が2,000万円以上となったことから、議案第2号と同様に、地方自治法等の定めに基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

今回取得予定の回転平膜につきましては、し尿処理工程中の「UF膜分離装置」の主要な部品で、細菌さえ通さないほどの目の細かい合成高分子からつくられる膜により、し尿に含まれる微細な浮遊物質を取り除き、し尿汚泥と清澄な処理水とに分離する役割を果たすものでございます。

回転平膜は、4年を経過いたしますと膜の目詰まりが薬品洗浄によっても透過能力の回復が困難となってしまうため、計画的な交換が必要となります。

現在し尿処理施設には9台のUF膜分離装置を設置しており、このうち今年度において2台、261枚の回転平膜を更新するものでございます。

平成28年度までは、し尿処理施設定期整備工事の工事種目の中にUF膜の交換を含めて工事を実施しておりましたが、回転平膜は特殊な素材でできているため、購入可能な業者が限定されておったため、直接工事費が高額になることで、結果的に定期整備工事費の諸経費がかさむなどの懸念が年々強まってきていたものでございます。

このことから、今年度は回転平膜を単体で購入し、し尿処理施設定期整備工事費の低減を図ろうとするものでございます。

契約の相手方につきましては、当組合の指名競争入札参加資格者のうち2者を指名し、去る7月13日に入札を執行しましたところ、水i n g株式会社東北支店が落札いたしましたので、契約金額3,382万5,600円で物品売買契約を締結し、取得しようとするものでございます。

何とぞ原案のとおりご議決くださいますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 回転平膜、一度見せていただいたことがあります、今の説明ですと非常にばふっとしていたので、今回部品を支給するという形にすればどれだけの経費が軽減されるのか、あるいはこの間の単価が、工事改修費がどういうふうになくなっているのか、もう少しご説明をいただきたいなと思います。

○議長（渡辺忠君） 千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君） それでは、お答えいたします。

回転平膜を購入する場合、定期整備工事の中でどの程度の経費が削減されるのかということのご質問だと思いました。間接工事費となる諸経費ですけれども、共通仮設費、現場管理費、一般管理費合わせて480万円程度の削減になるのではないかとというふうに設計の段階で考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 今の金額は、480万円という金額は、両方の系統、1系統変えるためにそれだけの削減ということですか。今までもそうだったのではないのかなという思いがあるのですけれども、そこら辺の事情についてもう少し説明いただけませんか。

○議長（渡辺忠君） 千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君） それでは、定期整備工事の方の今までの経過ということで、回転平膜の経過についてお話しさせていただきます。

先ほど来申し上げておりますとおり、工事価格の抑制を目的に今回から分離するものでございます。以前から工事価格の抑制のために定期整備工事で使用する部品につきましては、反

応槽循環ポンプのポンプ用のゲートバルブであったり、パールロータリージョイントであったり、減速機であったり支給可能部品については支給をしてきたところでございます。ですが、回転平膜については製造メーカーからの直接の取引をすることができず、プラントメーカーを介した一部の業者でしか取引ができないものでございました。そこで、プラントメーカーと協議を以来ずっと重ねてきたわけですが、協議の際に他団体調査の実施経過等交えることで、今年度から購入が可能となり支給品とすることが可能になったものでございます。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 私の方から少しだけ補足をさせていただきます。実はこの回転平膜というのは日立の製品でございまして、当初からこれを入れて毎年更新をしてくるたびに、何とでもこの製造メーカーから安く買いたいと思ってずっと交渉してきたそうなのでございます。しかしながら、この製造メーカーではいわゆる代理店制度があって、いわゆる特定の代理店を通さないと、直ではそれぞれのクライアントに販売をしないという大変かたくなな態度で、歴代の担当者も何でこんなに高いものが値引きができないのだということで随分、いえ、けんかをしながらやってきたという状況でございました。そういう中で、昨年から今年にかけて実は、全国の色々な尿処理施設を調べてみましたところ、何か所かで直接買ったり、あるいは直接買えないまでも何件かの代理店を通すことを競争させることによって、私どもがこれまで買ってきたよりも安く買えているというふうな事例がいくつか調べた結果見えてまいりました。したがって、担当課の方では、実際に全国ではそうやってこの代理店を何社か競争させることによって、実際に単価が安くなっているのではないかと、何か月も大分この業者の方とやりとりをしまして、それで業者の方でも、そうであればこここの代理店であれば私どもの方で物は出せますというふうなことが、いわばしぶしぶ向こうが認めてきたというふうな状況でございまして、これはこれまでも同じであったのではないかと、ご指摘は全くそのとおりでろうと思っておりますけれども、少なくともこの一、二年で全国のさまざまな事例を我々調査をし、実際にそういうのをやっているのではないかと、交渉に当たってきた結果、やっとならぬまで来ているというふうな状況になっているということは少しご承知おきをお願いしたいというふうに思うものでございます。

ちなみに、これまで1枚16万8,000円という見積もりでありましたものが、今回は1枚12万円というところまで下がってきているというふうなことでございまして、ただ来年もこういう同じような状況になるかどうかわかりませんが、毎年いずれこの膜の購入費は今後こういう形で、いわゆる部品だけを安く買って、あと工事にはその部品を支給してやるという形で工事費の方を抑えていく、両方の効果をねらっているというものでございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第7、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

概要につきましてはお手元に印刷配付のとおりであります。

お諮りいたします。本件を閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。

以上をもって本臨時会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成29年第2回奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。一同ご起立願います。ご苦労さまでした。

午前11時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年7月24日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 渡 辺 忠

5 番 有 住 修

7 番 阿 部 加代子